

\*弁護士が作成したもので実際の論告要旨ではありません。

## 論告要旨

罪名 迷惑防止条例違反

被告人 ○○

### 第1 事実関係

本件公訴事實は、当公判廷で取調べ済みの関係各証拠により、その証明は十分である。

### 第2 情状関係

#### 1 犯行態様が悪質であること

被告人は、満員電車において、混雑により身動きのとれない被害者に対し、その臀部を着衣の上からなでる等したもので、犯行時間も10分もの長さにわたっており、その態様は執拗かつ悪質である。

#### 2 被害者の被った精神的苦痛が甚大であること

被害者は、何の落ち度もないのに、被告人から前記態様の被害を受け、多大な恐怖と不快感を強いられた。被害者は、現在も満員電車に乗ることに抵抗を感じており、精神的苦痛は甚大である。

#### 3 動機に酌量の余地がないこと

被告人は、被害者を見て性的興奮を感じ、触りたいと思った旨述べており、女性の人格を無視した自己中心的かつ身勝手な動機に酌量の余地はない。

#### 4 常習性が高く再犯可能性が高いこと

被告人は、電車内で女性の臀部を触った痴漢の罰金前科を有していながら、さらに本件犯行に及んでいる。被告人の同種事犯に関する性癖は根深く、再犯に及ぶ可能性が高い。

#### 5 小括

以上の事情を考慮すると、被告人が公訴事實を認めていることや被害者との間で示談が成立していること等被告人に有利な事情を考慮しても、被告人には嚴重な処罰が必要である。

### 第3 求刑

以上の事情を考慮し、相当法条を適用の上、被告人を

懲役6月

に処するを相当と思料する。

以上